

定時制課程・通信制課程併置校における合同チーム参加資格の特例及び規約

1. 合同チームの編成の要件

- イ：定時制通信制において、各競技ごとに定時制課程・通信制課程併置校（同一敷地内の高校に限り）の合同チームを編成することができる。
- ロ：全国定通大会、その本大会の地方予選に原則適用され、この特例による合同チームは原則1ヶ年間とする。（他の地方大会において当該チームで出場できるかは各都道府県高等学校体育連盟の判断による。）次年度以降も合同チームを構成する場合は、再度申請を行うものとする。
- ハ：各都道府県高等学校体育連盟において、合同チームが適正であり、勝利至上ではないと認められること。

2. 参加資格及び登録について

- イ：都道府県高等学校体育連盟に加盟する高等学校に所属すること。
- ロ：登録においては各都道府県高等学校体育連盟において行うこと。

3. 特例による合同チームの申請と承認について

- イ：合同チームを編成する場合、別に定める申請書を各都道府県高等学校体育連盟に提出する。各都道府県高等学校体育連盟の承認を得た申請書を本大会の地方予選申し込みの際に合わせて提出する。
- ロ：申請は合同チームの編成を希望する前年度の3月1日より本年度4月末日までの間に行うものとする。
- ハ：合同チームが認められた場合、その期間は4月1日より原則1ヶ年間とする。

4. その他

- イ：この他の出場資格に関しては（公財）全国高等学校体育連盟の定める参加資格に準ずるものとする。
- ロ：全国高等学校定時制通信制体育大会及び本大会の地方予選において不正等が発覚した場合には参加出場権を剥奪する。
- ハ：軟式野球は別途定める全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟の合同チーム規約によるものとする。
- ニ：この規約は平成31年3月1日より施行する。